

介護サービス事業所・介護施設などにおける留意事項

基本的な考え方

介護サービス事業所及び介護施設などにおいては、重症化しやすい高齢の方が複数利用され、クラスターの発生危険性が高い環境にあることから、十分な感染予防対策を行うとともに、感染が疑われた場合、感染が判明した場合において、それぞれ速やかな感染拡大防止策を行うことが、事業の持続可能性を確保する上で極めて重要です。

具体的な取り組み

○新型コロナウイルスの感染防止について

- ・事業所・施設への職員、利用者、業者等の出入りにあたっては、新型コロナウイルスを持ち込ませないため、検温の実施、マスクの着用、手洗いや手指用アルコール消毒液の使用、面会の制限、業者の入室の制限等により、人から人への感染拡大防止に努めてください。また、職員・利用者について、継続的に健康状態の確認を行い、その記録を残すようにしてください。
- ・ドアノブ、手すりや更衣室・休憩室等の共有設備については必要に応じ次亜塩素酸ナトリウム液で消毒を行ってください。タオルは共用しないでください。
- ・食事やリハビリ等において、人と人の距離を空ける、時間をずらす、対面を避けるなどにより集団となることをできるだけ避けてください。また、定期的(1時間に1~2回程度、1回5~10分程度)に換気を行いましょう。
- ・居宅サービス事業所等と高齢者施設が複合している場合においては、集団感染のリスク軽減のため可能な限り職員配置を分けることとし、やむを得ず職員や利用者が事業所と施設間を行き来する場合においては、上記取組等の感染予防対策をより徹底して行ってください。また、外部から居宅サービス事業所等に通所している利用者を通じての感染拡大防止のため、通所利用者の健康観察等に努め、施設と通所系事業所での情報連携を図ってください。
- ・福祉現場では慢性的な人手不足により、体調不良であってもやむなく出勤する場合もあったかもしれませんが、体調不良時には休む必要があることを、事業所・施設の長を含め、職員全体での共通理解としておくことが大切になります。

○新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の取組

- ・職員や利用者の体調の変化に注意を払い、感染が疑われる場合(※)においては、速やかに管理者等への報告による情報共有を図り、職員の場合は勤務中であっても勤務中止する等、感染拡大防止のための判断を早期に行ってください。また、従事職員の応援体制を確認しておいてください。

※①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、②重症化しやすい方(高齢者、基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、③発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合等。

なお、基礎疾患等をお持ちの方で症状に変化のある方は、まずは、かかりつけ医等に電話でご相談ください。

- ・複数の利用者や職員に発熱や咳等の症状がみられる、症状のある方が増加する等の変化に注意してください。
- ・PCR検査の実施等については、かかりつけ医への相談または救急安心センターさっぽろ(「#7119」または「011-272-7119」)に連絡し指示を受けてください(はじめに、福祉施設・事業所の職員・利用者であることをお伝えください)。

- ・検査対象職員から職場での行動履歴を確認し、接触箇所について消毒を行ってください。
- ・居宅サービス等の利用者の場合、居宅介護支援事業所等において継続必要なサービスについて検討の上、利用者の生活に必要なサービスは、十分な感染防止対策(訪問時間を可能な限り短くするための工夫、サービス提供前後における手洗い、マスク・エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底等)を取ったうえで提供してください。
- ・入所施設においては、施設内で療養する場合に備え、施設内の生活空間等の区分け(いわゆるゾーニング)や必要な物品の確保について検討してください。また、医療スタッフの体制、施設職員(介護職員・事務職員等)の確保策についても、併せて検討してください。

○新型コロナウイルス患者が発生した場合の取組

- ・保健所の指示に従うとともに、濃厚接触者の特定に協力してください。
- ・法人内で速やかな情報共有に努めるとともに、保健福祉局事業指導担当課に対しても状況報告を行ってください。(電話 011-211-2972)
- ・他の職員や利用者に感染が拡大することを防ぐため、施設や通所系事業所においては建物内の消毒を行ってください。
- ・施設においては、入所者に対するケアを細心の注意を払って行ってください。

○ごみの扱い(新型コロナウイルス感染者が施設内で発生した場合)

- ・新型コロナウイルスに感染した方が施設内で発生し、入院までに時間を要する場合などのごみの捨て方については、環境局事業廃棄物課にご相談ください。(電話 011-211-2927)

～参考～

【国からの通知】

介護保険最新情報 Vol. 827 「動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」について」

介護保健最新情報 vol. 828 「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」

介護保険最新情報 vol. 832 「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」

介護保険最新情報 vol. 881 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」

介護保健最新情報 vol. 911 「病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について」

【通知】 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/shingata_corona.html



※上記リンク先には、本ガイドラインよりも詳細な「新型コロナウイルス感染対策マニュアル」を掲載しておりますので、ぜひご確認願います。

【動画】 https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyW1oHZGHxCc

